

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ハイマックス
代表者の役職名 代表取締役社長 五味 洋行
(コード番号 4299 東証第二部)
問い合わせ先 取締役 松林 茂美
電 話 番 号 045 - 201 - 6655

定款の一部変更に関するお知らせ

平成18年5月18日開催の当社取締役会において、定款の一部変更に関し、平成18年6月16日開催予定の第30期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 変更の理由

- (1) 公告閲覧の利便性の向上及び公告掲載費用の削減を図るため、電子公告制度を採用することとし、現行定款第4条（公告の方法）につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり所要の変更を行うものであります。

単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式についての権利を制限できるよう、第10条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため、第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、第26条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

その他、会社法が施行されたことに伴い、規定の整備、条文の加除及び移設に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款・変更定款案対照表

（下線部分は変更箇所であります。）

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1章 総 則 (新設)	第1章 総 則 (機関)
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人
第2章 株 式 (発行する株式の総数)	第2章 株 式 (発行可能株式総数)
第5条 当社の発行する株式の総数は、18,000,000株とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、18,000,000株とする。
(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	(自己株式の取得) 第7条 当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(新設)</p> <p>(1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行) 第8条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式にかかわる株券を発行しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求(以下「買増請求」という)することができる。ただし、買増請求があるときに、当社が譲渡すべき自己株式を所有していない場合はこの限りではない。 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(名義書換代理人) 第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録およびその抹消、信託財産の表示およびその抹消、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第11条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録およびその抹消、信託財産の表示およびその抹消、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日) 第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第13条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株券の発行) 第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元株式数) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第11条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に請求することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則) 第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削除)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集) 第14条 (現行どおり)</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(招集権者および議長) 第14条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 商法第343条に定める株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を所有する株主が出席して、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第17条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名をして当会社に保管する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数) 第18条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第19条 取締役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を所有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。 (条文省略)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(役付取締役) 第21条 (新設) 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選任することができる。</p> <p>(代表取締役) 第22条 代表取締役は、取締役会の決議をもって、これを選任する。</p> <p>(取締役会の招集) 第23条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬) 第24条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(招集権者および議長) 第16条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法) 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第20条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任) 第22条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役会規則) 第25条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(員数) 第26条 (条文省略)</p> <p>(選任方法) 第27条 監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を所有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(補欠監査役の選任) 第28条 当社は、法令または本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において補欠監査役をあらかじめ選任することができる。 補欠監査役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を所有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。 第1項の定めによる予選の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会開催の時までとする。</p> <p>(任期) 第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第30条 監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集) 第31条 (条文省略)</p> <p>(報酬) 第32条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役会規則) 第33条 (条文省略)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度) 第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とし、毎営業年度末を決算期とする。</p> <p>(利益配当金) 第35条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当) 第36条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に商法第293条ノ5の金銭の分配(以下「中間配当」という)を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第37条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</p>	<p>(取締役会規則) 第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役の員数) 第29条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任) 第30条 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (削除)</p> <p>(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (削除)</p> <p>(常勤の監査役) 第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等) 第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会規則) 第35条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間) 第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>